

● 参 考 资 料

● 市町村高齢者虐待相談窓口一覧（地域包括支援センターを含む）

	名 称	郵便番号	住 所	電話番号	FAX 番号	設置主体
1	青森市高齢介護保険課	030-8555	青森市中央 1 丁目 22-5	017-734-5326	017-734-5355	
2	青森市地域包括支援センター おきだて	038-0004	青森市富田 5 丁目 8-30	017-761-4580	017-761-4571	社会福祉法人 徳誠福祉会
3	青森市地域包括支援センター すずかけ	038-0032	青森市里見 2 丁目 13-1	017-761-7111	017-761-7115	社会福祉法人 すずかけの里
4	青森市中央地域包括支援センター	030-0801	青森市新町 2 丁目 2-22	017-723-8111	017-723-8115	医療法人 三良会
5	青森市東青森地域包括支援センター	030-0964	青森市南佃 1 丁目 2-27	017-765-3351	017-765-3352	社会福祉法人 和幸園
6	青森市南地域包括支援センター	030-0121	青森市妙見 3 丁目 11-14	017-728-3451	017-728-3452	医療法人 芙蓉会
7	青森市東部地域包括支援センター	030-0936	青森市矢田前字弥生田 47-2	017-726-5288	017-726-9600	社会福祉法人 恵寿福祉会
8	青森市おおの地域包括支援センター	030-0847	青森市東大野 2 丁目 1-10	017-711-7475	017-711-7329	青森保健生活協同組合
9	青森市地域包括支援センター 寿永	030-0151	青森市大字高田字川瀬 186-1	017-739-6711	017-739-6747	社会福祉法人 平元会
10	青森市地域包括支援センター のぎわ	038-0058	青森市大字羽白字野木和 45	017-763-2255	017-787-3088	社団法人 慈恵会
11	青森市地域包括支援センター みちのく	030-0901	青森市港町 3 丁目 6-3	017-765-0892	017-765-0893	社会福祉法人 みちのく白寿会
12	青森市地域包括支援センター 浪岡	038-1311	青森市浪岡大字浪岡字稲村 274	0172-69-1117	0172-62-9015	社会福祉法人 青森市社会福祉協議会
13	弘前市介護保険課	036-8551	弘前市大字上白銀町 1-1	0172-38-3101	0172-38-3101	
14	弘前市第一地域包括支援センター	036-8045	弘前市大字野田 2 丁目 2-1	0172-31-1203	0172-31-1208	津軽保健生活協同組合
15	弘前市東部地域包括支援センター	036-8082	弘前市大字福村字新館添 50-8	0172-26-2433	0172-27-0362	社会福祉法人 一葉会
16	弘前市第三地域包括支援センター	036-8154	弘前市大字豊原 1 丁目 1-2	0172-39-2515	0172-39-2516	社会福祉法人 弘前愛成園
17	弘前市南部地域包括支援センター	036-8243	弘前市大字小沢字山崎 44-9	0172-87-6779	0172-87-6769	社会福祉法人 博陽会
18	弘前市北部地域包括支援センター	036-8302	弘前市大字高杉字山下 298-1	0172-95-2100	0172-95-2158	社会福祉法人 七峰会
19	弘前市第二地域包括支援センター	036-8311	弘前市大字大川字中桜川 18-10	0172-95-3702	0172-95-3703	社会福祉法人 弘前豊徳会
20	弘前市西部地域包括支援センター	036-1331	弘前市大字五代字田屋敷 240-1	0172-82-1516	0172-82-5510	社会福祉法人 嶽陽会
21	八戸市地域包括支援センター	039-8686	八戸市内丸一丁目 1 番 1 号	0178-43-2111 (内 263)	0178-43-2442	八戸市
22	黒石市地域包括支援センター	036-0396	黒石市大字市ノ町 11-1	0172-52-2111	0172-59-3885	黒石市
23	五所川原市地域包括支援センター	037-0065	五所川原市字幾世森 218-6	0173-38-3939	0173-34-1018	五所川原市
24	十和田市地域包括支援センター	034-8615	十和田市西十二番町 6 番 1 号	0176-23-5111 (内 295)	0176-22-7699	十和田市
25	三沢市地域包括支援センター	033-0011	三沢市幸町三丁目 11-5	0176-51-8773	0176-53-2266	三沢市
26	むつ市地域包括支援センター	035-8686	むつ市金谷一丁目 1 番 1 号	0175-22-1111 (内 458 459)	0175-33-1101	むつ市

	名 称	郵便番号	住 所	電話番号	FAX 番号	設置主体
27	むつ市地域包括支援センター 桜木	035-0084	むつ市大湊新町 30 番 10 号	0175-29-2111	0175-28-3630	社会福祉法人 桜木会
28	むつ市地域包括支援センター みちのく	035-0067	むつ市十二林 11 番 13 号	0175-23-7930	0175-23-7931	社会福祉法人 青森社会福祉振興団
29	つがる市地域包括支援センター	038-3192	つがる市木造若緑 61-1	0173-42-2111 (内 242)	0173-49-1230	つがる市
30	平川市地域包括支援センター	036-0104	平川市柏木町藤山 16 番地 1	0172-44-1111	0172-44-0068	平川市
31	平内町地域包括支援センター	039-3321	東津軽郡平内町大字小湊字小湊 63	017-755-2114 (内 137)	017-755-2145	平内町
32	今別町地域包括支援センター	030-1502	今別町大字今別字今別 164	0174-35-2122	0174-35-3166	今別町
33	蓬田村住民生活課	030-1211	東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越 1-3	0174-27-2111 (内 235)	0174-27-3255	
34	蓬田村地域包括支援センター	030-1203	東津軽郡蓬田村大字郷沢字 浜田 397	0174-27-3445	0174-27-3457	社会福祉法人 蓬生会
35	外ヶ浜町地域包括支援センター	030-1393	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田 高銅屋 44-2	0174-31-1241	0174-31-1227	外ヶ浜町
36	鯺ヶ沢町地域包括支援センター	038-2792	西津軽郡鯺ヶ沢町大字本町 209-2	0173-72-2111	0173-72-2374	鯺ヶ沢町
37	深浦町地域包括支援センター	038-2503	西津軽郡深浦町大字関字栢沢 78-2	0173-76-2042	0173-84-3002	深浦町
38	西目屋村住民課	036-1492	中津軽郡西目屋村大字田代字稲 元 144	0172-85-2804	0172-85-2590	
39	西目屋村地域包括支援センター	036-1411	中津軽郡西目屋村大字田代字稲 元 143 番地 2	0172-85-3123	0172-85-3121	社会福祉法人 つがる三和会
40	藤崎町地域包括支援センター	038-3803	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁 目 1 番地	0172-75-3111	0172-75-2515	藤崎町
41	大鰐町地域包括支援センター	038-0292	南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒 館 5-3	0172-48-2111	0172-47-6742	大鰐町
42	田舎館村厚生課	038-1113	南津軽郡田舎館村大字田舎館字 中辻 123-1	0172-58-2113 (内 154)	0172-58-4751	
43	田舎館村地域包括支援センター	038-1122	南津軽郡田舎館村大字八反田字 古館 206-1	0172-58-3704	0172-58-3675	社会福祉法人 田舎館村社会福祉協議会
44	板柳町健康福祉課	038-3692	板柳町大字板柳字土井 239-3	0172-73-2111 (内 181)	0172-73-2120	
45	板柳町地域包括支援センター	038-3661	板柳町大字福野田字実田 11 番 地 7	0172-79-2116	0172-72-1266	社会福祉法人 板柳町社会福祉協議会
46	鶴田町町民生活課	038-3595	北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200-1	0173-22-2111 (内 134)	0173-22-6007	
47	鶴田町地域包括支援センター	038-3503	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津 193	0173-22-3918	0173-22-6322	社会福祉法人 鶴田町社会福祉協議会
48	中泊町福祉課	037-0392	北津軽郡中泊町大字中里字亀山 434-1	0173-57-2111 (内 21)	0173-57-3849	
49	中泊町地域包括支援センター	037-0305	北津軽郡中泊町大字中里字宝森 70-1	0173-57-3601	0173-57-3602	社会福祉法人 幸友会
50	野辺地町地域包括支援センター	039-3164	上北郡野辺地町字前田 5-2	0175-64-1770	0175-64-8083	野辺地町
51	七戸町地域包括支援センター	039-2827	上北郡七戸町字森ノ上 359-5	0176-68-3500	0176-68-3536	七戸町
52	六戸町地域包括支援センター	039-2392	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷 地 60	0176-55-4492	0176-55-3031	六戸町
53	横浜町地域包括支援センター	039-4145	上北郡横浜町字寺下 35 番地	0175-78-2111	0175-78-2118	横浜町

	名 称	郵便番号	住 所	電話番号	FAX 番号	設置主体
54	東北町地域包括支援センター	039-2492	上北郡東北町上北南四丁目 32-484	0176-56-3111	0176-58-1200	東北町
55	六ヶ所村地域包括支援センター	039-3212	上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 475	0175-72-4457	0175-72-2604	六ヶ所村
56	おいらせ町地域包括支援センター	039-2222	上北郡おいらせ町下前田 158-1	0178-52-7086	0178-56-4261	おいらせ町
57	大間町住民福祉課	039-4692	下北郡大間町大字大間字大間 104	0175-37-2111 (内 35)	0175-37-2478	
58	大間町地域包括支援センター くろまつ	039-4601	下北郡大間町大字大間字大間平 20-78	0175-37-5111	0175-37-5115	社会福祉法人 大間町社会福祉協議会
59	東通村いきいき健康推進課	039-4292	下北郡東通村大字砂子又字沢内 5-34	0175-28-5800 (内 137)	0175-48-2510	
60	東通村地域包括支援センター	039-4222	下北郡東通村大字砂子又字里 17-2	0175-28-5700	0175-48-2510	社団法人 地域医療振興協会
61	風間浦村地域包括支援センター	039-4502	下北郡風間浦村大字易国間字大 川目 11 番地 2	0175-35-3111	0175-35-3733	風間浦村
62	佐井村地域包括支援センター	039-4711	下北郡佐井村大字佐井字糠森 20	0175-38-4193	0175-38-2492	佐井村
63	三戸町地域包括支援センター	039-0198	三戸郡三戸町大字在府小路町 43	0179-20-1153	0179-20-1105	三戸町
64	五戸町地域包括支援センター	039-1513	三戸郡五戸町字古館 21-1	0178-62-2111	0178-61-1070	五戸町
65	田子町地域包括支援センター	039-0201	三戸郡田子町大字田子字前田 2 番地の 1	0179-20-7110	0179-20-7107	田子町
66	南部町地域包括支援センター	039-0595	三戸郡南部町大字平字広場 22	0178-76-2111	0178-76-3904	南部町
67	階上町地域包括支援センター	039-1201	三戸郡階上町大字道仏字天当平 1-87	0178-88-2115	0178-88-2117	階上町
68	新郷村地域包括支援センター	039-1801	三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢 坂ノ下 17-1	0178-61-7560	0178-61-7575	新郷村

● 成年後見制度

1 成年後見制度とは

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない本人に代わり、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の財産管理や福祉サービスの利用契約締結などの身上監護を行い、保護・支援する制度です。

「やむを得ない事由による措置」を実施した場合、その後、本人と介護保険事業者との間で利用契約を結び、通常の利用に移行しますが、本人の判断能力が不十分で契約が結べない場合は、成年後見制度を活用し成年後見人等が選任された時点で、本人に代わって利用契約を結び、「やむを得ない事由による措置」廃止の手続きを行います。

成年後見制度には次のようなタイプがあります。

区 分		本人の判断能力	援 助 者	
法定後見	後見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがあります。
	保佐	特に不十分	保佐人	
	補助	不十分	補助人	
任意後見		本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が援助する制度です。 家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

(平成 17 年 5 月最高裁判所事務総局「成年後見制度を利用される方のために」より)

2 成年後見人等（援助者）とは

成年後見人等は、親族のほか、弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士などから選任され、必要に応じて複数の人や法人が選任されることもあります。

3 成年後見人等に与えられる法的な権限

○ 同意権・取消権

後見人等の同意なしに行った、本人の法律行為を取消（無効）にする権限です。

(例) 本人が成年後見人の同意なしに行った住宅のリフォーム契約を取り消す。

○ 代理権

後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限です。

(例) 本人の代理人として、成年後見人が特別養護老人ホームの入所契約を行う。

4 手続き方法

申立ては、原則、本人居住地を管轄する家庭裁判所に対して、本人、配偶者、四親等内親族、市町村長等が行います。

○ 申立てに必要なもの

申立書、申立手数料、登記印紙、郵便切手、戸籍謄本、住民票、成年後見に関する登記事項証明書、診断書

- 審判手続き
 - ・調査 家庭裁判所調査官が事情を調査
 - ・鑑定 後見と保佐について、医師が本人能力を鑑定
 - ・審問 裁判所が直接事情聴取
- 審判（後見等の開始、成年後見人等の選任）
審判後、成年後見登記が行われますが、審判内容は登記されません。

5 市町村長申立て

- 成年後見制度市町村長申立て
親族から虐待を受けている、親族と連絡がつかない、親族調査の結果、二親等内親族がいないことが確認されたなど、親族による申立てが望めないような場合は、市町村長が後見（保佐、補助）開始の審判申立てを行います。詳しい手続き方法は、各市町村を管轄する家庭裁判所に相談してください。
- 成年後見制度利用支援事業について
平成18年度介護保険法改正により、低所得高齢者の成年後見制度の市町村長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成について、地域支援事業の任意事業として、各市町村の裁量により予算立てすることになっています。
- 市町村における準備
まだ、市町村長申立てに至る事例のない市町村においても、あらかじめ要綱等を制定し、所管課や申立ての決定権者などを定めておくことが望まれます。また、費用は本人に求償する場合を含め、市町村で予納することになるので、予算確保などの準備をしておくことも必要です。
- 家庭裁判所との連携
市町村長申立てをすることが決まったら、管轄する家庭裁判所に手続きの相談をしてください。また、すでに後見人等が選任されていても問題のあるケース（市町村長申立てに限らず）があれば、すぐに家庭裁判所に情報提供します。
ただし、一般的な制度利用の相談などは、成年後見制度の相談窓口を紹介してください。

● 日常生活自立支援事業（あっぷるハート）

1 日常生活自立支援事業とは

この事業は、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人が、地域で自立し安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助を中心とした日常的な支援を行い、認知症高齢者や障害者等の権利擁護を図ることを目的とした福祉制度です。

2 サービスの内容

利用者と社会福祉協議会が契約を結び、下記のような利用するサービスの内容を決めます。

ひとり暮らしをしている高齢者や障害のある人など、誰かの助けがないと日常生活をおくるのに支障や不安のある人が利用できます。

(1) 福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスについての相談と助言、情報提供、利用手続き
- 福祉サービスや「苦情解決制度」を利用する時の手続き

(2) 日常的な金銭管理サービス

- 福祉サービス利用料、公共料金、税金、医療費、生活費等を支払う手続き
- 預貯金の払い戻し、解約、預け入れの手続き
- 各種年金、福祉手当等の受領に必要な手続き

(3) 書類等の預かりサービス

- 預貯金通帳・証書など大切な書類を保管します。

3 サービス利用料

- (1) 福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスの利用料
1回（概ね1時間程度） 1,500円
- (2) 金融機関の貸金庫を利用した書類等の預かりサービスの利用料
1月 500円

注 生活保護受給世帯は（1）については無料、（2）については有料となります。

4 事業の実施主体

青森県地域福祉権利擁護センター あっぷるハート
青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ2階
電話番号 017-721-1362
FAX 017-721-1363

5 サービス利用の相談窓口

基幹的社会福祉協議会一覧

名称(愛称)	住所	電話番号	管内市町村
青森市社会福祉協議会 (あっぷるハート あおもり)	青森市本町4丁目1-3 青森市福祉増進センター	017-723-1340	青森市 平内町 外ヶ浜町 今別町 蓬田村
弘前市社会福祉協議会 (あっぷるハート ひろさき)	弘前市宮園2丁目8-1 弘前市社会福祉センター	0172-31-3835	弘前市 黒石市 平川市 西目屋村 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町
八戸市社会福祉協議会 (あっぷるハート はちのへ)	八戸市根城8丁目8-155 八戸市総合福祉会館	0178-44-1121	八戸市 おいらせ町 三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村
五所川原市社会福祉協議会 (あっぷるハート ごしょがわら)	五所川原市鎌谷町502-5	0173-34-3494	五所川原市 つがる市 鱒ヶ沢町 深浦町 中泊町 鶴田町
十和田市社会福祉協議会 (あっぷるハート とわだ)	十和田市西十三番町2-25 十和田市総合福祉センター	0176-21-2328	十和田市 野辺地町 七戸町 東北町
三沢市社会福祉協議会 (あっぷるハート みさわ)	三沢市幸町3-11-5 三沢市総合社会福祉センター	0176-53-3422	三沢市 六戸町 横浜町 六ヶ所村
むつ市社会福祉協議会 (あっぷるハート むつ)	むつ市金谷1丁目1-1	0175-23-5093	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村

上記のほか、各市町村社会福祉協議会で相談に対応しています。

なお、相談及び支援計画の作成は無料です。

● 老人福祉法の措置

老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第2号において、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）について、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であるときは、市町村が措置を採る仕組みを存続させています。

これは、やむを得ない事由により、事業者との「契約」による介護サービスの利用やその前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい者に対し、職権を持って介護サービスの提供に結びつけるものです。

「やむを得ない事由」の解釈

- (1) 本人が家族等の虐待または無視を受けている場合
- (2) 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合としており、年齢要件から介護保険給付を利用できない者については、「やむを得ない事由」に該当するとして措置を採ることを想定していません。

手続きは、措置の一環として市町村が要介護認定と同一の手続きをすることとしています。

介護老人施設に入所することなどにより、(1) 家族等の虐待または無視の状態から離脱する、あるいは成年後見制度に基づき、本人を代理する補助人等を活用することによって、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになった場合には、「やむを得ない事由」が消滅した時点で措置を解除して「契約」に移行することになります。

● 地域包括支援センターの役割と市町村との関係

事業区分	業務内容	市町村	地域包括支援センター	委託規定
ネットワーク	・高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営	△	◎	
広報・啓発活動	・高齢者虐待に関する知識・理解の啓発 ・認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発 ・通報（努力）義務の周知 ・相談等窓口・高齢者虐待対応協力者の周知 ・専門的人材の確保	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	△ △ △ ◎	
相談・通報届出への対応	・相談・通報・届出の受付 ・相談への対応（高齢者及び養護者への相談、指導、助言） ・受付記録の作成 ・緊急性の判断	△ △ △ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	有 有
事実確認立入調査	・関係機関からの情報収集 ・訪問調査 ・立入調査 ・立入調査の際の警察署長への援助要請	○ ○ ◎ ◎	◎ ◎ (直営)◎	有 有 (直営)
援助方針の決定	・個別ケース会議の開催（関係機関の招集） ・支援方針等の決定 ・支援計画の作成	○ ○ △	◎ ◎ ◎	
支援の実施	・やむを得ない措置の実施 ・措置後の支援 ・措置の解除 ・措置期間中の面会の制限 ・措置のための居室の確保 ・市町村長による成年後見制度利用開始の審判の請求	◎ △ ◎ ◎ ◎ ◎	(つなぎ) ◎ △ △ (つなぎ)	
養護者支援	・養護者の支援のためのショートステイ居室の確保	◎		
モニタリング	・支援の実施後のモニタリング	△	◎	
その他	・個人情報取り扱いのルール作成と運用 ・財産上の不当取引による被害相談 ・消費生活関係部署・機関の紹介	◎ ◎ ◎	△ △ ◎	有 有

摘要 ◎→中心的役割を担う
 ○→関与することを原則とする
 △→必要に応じてバックアップする
 空欄→当該業務を行わない
 (直営)→直営のみ
 (つなぎ)→市町村へのつなぎ

● 市町村が高齢者虐待対応協力者に委託できる事務・委託できない事務

委託できる事務		委託できない事務	
条 文	事 務	条 文	事 務
法第6条	相談及び助言	法第9条第2項	老人福祉法第10条の4(居宅サービス)若しくは第11条第1項(養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託)による措置、同法第32条の成年後見の申し立て
法第7条第1項・第2項	通報の受理		
法第9条第1項	届出の受理	法第10条	居室の確保
法第9条第1項	高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置	法第11条	立入調査
法第14条第1項	養護者の負担の軽減のための措置	法第12条	警察署長に対する援助要請等
法第27条	財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施	法第13条	面会の制限

● 法律に基づく権限の一覧

〈老人福祉法〉

区分	条 文	権限	内 容	対象施設・対象事業
立入・検査等の権限	第18条第1項	県 中核市	必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	老人居宅生活支援事業 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター
	第18条第2項	県 中核市	必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
	第29条第6項	県	その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	有料老人ホーム
改善命令・停止・取り消し等の権限	第18条の2第1項	県 中核市	第14条の4の規定に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。	認知症対応型老人共同生活援助事業
	第18条の2第2項	県 中核市	この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第5条の2第2項から第6項まで、第20条の2の2若しくは第20条の3に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。	老人居宅生活支援事業 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター
	第19条第1項	県 中核市	この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第17条第1項の基準に適合しなくなったときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第15条第4項の規定による認可を取り消すことができる。	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
	第29条第8項	県	有料老人ホームの設置者が第3項から第5項までの規定に違反したと認めるとき、当該有料老人ホームに入居している者（以下「入居者」という。）の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。	有料老人ホーム

〈介護保険法〉

区分	条 文	権限	内 容	対象施設・対象事業
報告等の権限	第76条第1項	県市町村	報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	指定居宅サービス事業者
	第78条の6第1項	市町村	報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	指定地域密着型サービス事業者
	第83条第1項	県市町村	報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	指定居宅介護支援事業者
	第90条第1項	県市町村	報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくは開設者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	指定介護老人福祉施設開設者
	第100条第1項	県市町村	報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護老人保健施設の開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、介護老人保健施設の開設者等に対して質問させ、若しくは介護老人保健施設に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	介護老人保健施設開設者
	第112条第1項	県市町村	報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従事者若しくは開設者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護療養型医療施設に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	指定介護療養型医療施設

区分	条 文	権限	内 容	対象施設・対象事業
報告等の権限	第115条の6第1項	県市町村	報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	指定介護予防サービス事業者
	第115条の15第1項	市町村	報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	指定地域密着型介護予防サービス事業者
勧告の権限	第76条の2第1項	県	当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第74条第1項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、同条第1項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。	指定居宅サービス事業者
	第78条の8第1項	市町村	当該指定を行うに当たって付された条件に従わず、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第78条の4第1項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数若しくは同条第4項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしておらず、又は同条第2項若しくは第4項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、第78条の2第7項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従い、第78条の4第1項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、若しくは同条第4項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を遵守し、又は同条第2項若しくは第4項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。	指定地域密着型サービス事業者

区分	条 文	権限	内 容	対象施設・対象事業
勧告の権限	第83条の2 第1項	県	当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第81条第1項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、同条第1項の厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員を有し、又は同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。	指定居宅介護支援事業者
	第91条の2 第1項	県	従業者の人員について第88条第1項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第2項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていないと認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、同条第1項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第2項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。	指定介護老人福祉施設開設者
	第103条 第1項	県	従業者の人員について第97条第2項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第3項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（運営に関する部分に限る。以下この条において同じ）に適合していないと認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、第97条第2項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第3項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。	介護老人保健施設開設者

福祉事務所

福祉についての相談や生活保護の申請をしたい場合は、福祉事務所でその事務を行っています。

福祉事務所は、このほか身体障害者福祉や知的障害者福祉、児童福祉、介護保険、老人福祉、母子福祉について法律に定められた援護や育成及び更生の事務やいろいろな福祉の相談も行います。

なお、介護保険、老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び児童福祉に関する相談については、町村の場合は、各町村役場で行います。

福祉事務所一覧

福祉事務所	所在地	電話	管轄
青森市福祉事務所	青森市中央1-22-5	017-734-1111	青森市
弘前市福祉事務所	弘前市上白銀町1-1	0172-35-1111	弘前市
八戸市福祉事務所	八戸市内丸1-1-1	0178-43-2111	八戸市
黒石市福祉事務所	黒石市市ノ町11-1	0172-52-2111	黒石市
五所川原市福祉事務所	五所川原市岩木町12	0173-35-2111	五所川原市
十和田市福祉事務所	十和田市西十二番町6-1	0176-23-5111	十和田市
三沢市福祉事務所	三沢市幸町3-11-5 三沢市総合社会福祉センター内	0176-51-8770	三沢市
むつ市福祉事務所	むつ市金谷1-1-1	0175-22-1111	むつ市
つがる市福祉事務所	つがる市木造若緑61-1	0173-42-2111	つがる市
平川市福祉事務所	平川市柏木町藤山16-1	0172-44-1111	平川市
東地方福祉事務所	青森市新町2-4-30	017-734-9950	東郡
中南地方福祉事務所	弘前市蔵主町4	0172-35-1622	中郡・南郡・板柳町
三戸地方福祉事務所	八戸市尻内町字鴨田7	0178-27-4435	三戸郡・おいらせ町
西北地方福祉事務所	五所川原市栄町10	0173-35-2156	西郡・北郡（板柳町を除く）
上北地方福祉事務所	上北郡七戸町字蛇坂55-1	0176-62-2145	上北郡（おいらせ町を除く）
下北地方福祉事務所	むつ市中央1-1-8	0175-22-2296	下北郡

保 健 所

県民の健康を守り、快適な生活環境や安心できる保健医療体制を確保するため、疾病の予防、健康増進、食品衛生、環境衛生等幅広い分野にわたる活動を行い、病気や健康、食品や住まいの環境衛生、廃棄物等について、それぞれ県民からの相談等に応じています。

保健所一覧

保健所名	所在地	電話	管轄
青森市保健所	青森市造道三丁目 25 - 1 県東地方保健所庁舎内	017-765-5280	青森市
東地方保健所	青森市造道三丁目 25 - 1	017-741-8116	東津軽郡
弘前保健所	弘前市大字吉野町 4 - 5	0172-33-8521	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町
八戸保健所	八戸市大字尻内町字鴨田 7	0178-27-3336	八戸市、三戸郡、おいらせ町
五所川原保健所	五所川原市末広町 14	0173-34-2108	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く）
上十三保健所	十和田市西二番町 10 - 15	0176-23-4261	十和田市、三沢市、上北郡（おいらせ町を除く）
むつ保健所	むつ市大湊新町 11 - 6	0175-24-1231	むつ市、下北郡

心配ごと相談所・ふれあい相談所

生活上などの心配ごとについて、民生委員を中心とした相談員の方たちが、親身になって相談に応じ解決の方法について力を貸してくれます。

なお、相談は無料であり、県内の市町村社会福祉協議会（一部市町村を除く）にそれぞれ設置されています。

交通事故相談

突然、交通事故にあうと慌ててしまいます。損害賠償の請求その他についてどうしたらよいか、とまどうのは当然です。

損害賠償や示談の仕方等について、相談等に応じています。

区分	相談場所	連絡先	相談日	相談時間
常設相談	青森県交通事故 相談所 青森市長島 1-1-1 青森県庁北棟 1 階	電話 017-734-9235 (FAX 兼用)	月曜日～金曜日 (土日、祝祭日、年 末年始を除く)	8:30～17:30
移動相談	相談者から希望があったとき、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、むつ市の 5 市（弘前市は、弘前市民生活センターで、他の 4 市は各市民相談室）で実施しています。 相談希望者は、交通事故相談所へ相談日時等の予約が必要です。			

警察安全相談

配偶者からの身体的暴力、ストーカー、振り込め詐欺等による犯罪被害に関する相談、近隣等のもめごとなど生活の安全等に関する相談について、警察本部及び各警察署の相談窓口で応じています。

区 分	電話番号	区 分	電話番号
警察本部 警察安全相談室	短縮 # 9110 (全国共通) 直通 017 - 735 - 9110	五所川原警察署 (金木分庁舎)	0173 - 35 - 2141 0173 - 53 - 2117
各警察署 警察安全相談窓口 (総務課)		板柳警察署	0172 - 73 - 3151
青森警察署	017 - 723 - 0110	黒石警察署 (大鰐分庁舎)	0172 - 52 - 2311 0172 - 48 - 2241
青森南警察署	0172 - 62 - 4021	八戸警察署	0178 - 43 - 4141
外ヶ浜警察署	0174 - 22 - 2211	三戸警察署	0179 - 22 - 1135
大間警察署	0175 - 37 - 2211	五戸警察署	0178 - 62 - 3241
むつ警察署	0175 - 22 - 1321	十和田警察署	0176 - 23 - 3195
野辺地警察署	0175 - 64 - 2121	七戸警察署	0176 - 62 - 3101
弘前警察署	0172 - 32 - 0111	三沢警察署	0176 - 53 - 3145
鯉ヶ沢警察署	0173 - 72 - 2151		
つがる警察署	0173 - 42 - 3150		

消費生活センター

消費者から寄せられる商品の品質や安全性、商品・サービスの契約上のトラブルなど消費生活に関する問題について、解決に必要な相談・助言を行っています。

名 称	所 在 地	相談受付時間	休 日	電 話
青森県消費生活センター	青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ5階	平日 9:00 ~ 18:00 土・日・祝 10:00 ~ 16:00	年末年始	017-722-3343
弘前相談室	弘前市蔵主町4 県弘前合同庁舎内	9:00 ~ 17:00	土・日・祝 年末年始	0172-36-4500
八戸相談室	八戸市大字尻内町字鴨田7 県八戸合同庁舎内	9:00 ~ 17:00	土・日・祝 年末年始	0178-27-3381
むつ相談室	むつ市中央1丁目1-8 県むつ合同庁舎内	9:00 ~ 17:00	土・日・祝 年末年始	0175-22-7051
青森市民消費生活センター	青森市中央1丁目22-5 青森市役所内	8:30 ~ 17:00	土・日・祝 年末年始	017-722-2326
弘前市市民生活センター	弘前市土手町154-1 土手町分庁舎内	8:30 ~ 16:30	毎週日曜日 年末年始	0172-34-3179
八戸市消費生活センター	八戸市内丸1丁目1-1 八戸市庁舎内	8:30 ~ 17:00	土・日・祝 年末年始	0178-43-2111 (内線225)

法テラス青森（日本司法支援センター青森地方事務所）

綜合法律支援法の施行に基づいて、平成18年4月に設立された日本司法支援センター（以下、愛称「法テラス」という。）は、綜合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的にしています。

法テラスでは、面談や電話により、無料で関係機関の相談窓口や法制度の情報を提供するほか、弁護士・司法書士による法律相談が必要な方で、経済的に余裕のない場合には、民事法律扶助による無料法律相談も行っています。

○ 相談窓口の案内

犯罪被害支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報（支援団体の支援内容、連絡先など）を収集し、「その方が必要とされている支援」を行っている窓口を案内しています。

○ 法制度の紹介

被害にあわれた方や家族の方などが、その被害に係る刑事手続きに適切に関与したり、受けた損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報（刑事手続きの流れ、各種支援制度など）を提供します。

○ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

法テラス地方事務所では、犯罪の被害にあわれた方や家族の方などが、弁護士による法律相談等の支援を必要とする場合には、個々の状況に応じて、弁護士を紹介しています。

紹介する弁護士は、弁護士会からの推薦を受けている犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士で、犯罪被害にあわれた方に二次被害を与えないよう心情に配慮しながら、法律相談を行い、必要に応じて、代理人として活動します。

また、弁護士費用については、その方の経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託法律扶助の制度を利用できます。

○ 民事法律扶助（法律相談援助・代理援助）

民事裁判等手続きに関する援助として、無料で法律相談を行い（「法律相談援助」）、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行います（「代理援助」「書類作成援助」）。

例）損害賠償請求、保護命令の申立てなど

援助要件

- ・ 収入等が一定額以下であること
- ・ 勝訴の見込みがないとはいえないこと
- ・ 民事法律扶助の趣旨に適すること

○ 日弁連委託援助（法律相談援助・代理援助）

殺人、傷害、監禁、強制わいせつなど、生命、身体、自由に対する犯罪や、配偶者暴力（DV）、ストーカー行為による被害を受けた方や家族の方などに、刑事裁判、少年審判及び行政手続等に関する援助を行います。

例）告訴・告発、事情聴取・法廷傍聴同行、記録閲覧、マスコミ対応など

援助要件

- ・ 収入等が一定額以下であること
- ・ 弁護士に依頼する必要性や相当性があること

○ 電話番号

- ・ 日本全国共通 犯罪被害にあわれた方は …… 0570 - 079714
法的トラブルでお困りの方は … 0570 - 078374
平日 9:00 ~ 21:00
土曜日 9:00 ~ 17:00
- ・ 日本司法支援センター青森地方事務所（法テラス青森）
青森市長島1 - 3 - 1 日本赤十字社青森県支部2階
0503383 - 5552

常設人権相談所（青森地方法務局・支局内）

法務局では、市町村に配置されている人権擁護委員と協力して、広く人権思想を知ってもらうための啓発活動を行うとともに、人権に関する様々な相談や人権が侵された場合の調査・救済などの活動をしています。

法務局名	課・支局名	所在地	電話番号
青森地方法務局	人権擁護課	青森市長島1 - 3 - 5 青森第二合同庁舎	017 - 776 - 9024
	むつ支局	むつ市金谷2 - 6 - 15 下北合同庁舎	0175 - 23 - 3202
	五所川原支局	五所川原市大字唐笠柳字藤巻 507 - 10	0173 - 34 - 2330
	弘前支局	弘前市大字早稲田 3 - 1 - 1	0172 - 26 - 1150
	八戸支局	八戸市根城 9 - 13 - 9 八戸合同庁舎	0178 - 24 - 3346
	十和田支局	十和田市西二番町 14 - 12 十和田奥入瀬合同庁舎	0176 - 23 - 2424

- 相談受付時間 平日 8:30 ~ 17:15
- インターネット人権相談受付（24時間受付）
 - ・ パソコンはこちらから https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101.html
 - ・ 携帯電話はこちらから <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>
- 女性の人権ホットライン（全国共通） 0570 - 070 - 810

青森地方裁判所・青森家庭裁判所・青森県内の簡易裁判所

裁判所名	所在地	電話番号	管轄区域
・青森地方裁判所 ・青森家庭裁判所 ・青森簡易裁判所	青森市長島 1 - 3 - 26	代表 017-722-5351	青森市の内、旧青森市 東津軽郡（平内町、今別町、蓬田 村、外ヶ浜町）
・青森地方裁判所弘前支部 ・青森家庭裁判所弘前支部 ・弘前簡易裁判所	弘前市下白銀町 7	代表 0172-32-4321	青森市の内、旧南津軽郡浪岡町、 弘前市、黒石市、平川市、中津軽 郡（西目屋村）、南津軽郡（藤崎町、 大鰐町、田舎館村）
・青森地方裁判所八戸支部 ・青森家庭裁判所八戸支部 ・八戸簡易裁判所	八戸市根城 9 - 13 - 6	代表 0178-22-3104	八戸市 三戸郡の内、階上町、三戸町、田 子町、南部町
・青森地方裁判所五所川原支部 ・青森家庭裁判所五所川原支部 ・五所川原簡易裁判所	五所川原市 字元町 54	代表 0173-34-2927	五所川原市、北津軽郡（板柳町、 中泊町、鶴田町）
・青森地方裁判所十和田支部 ・青森家庭裁判所十和田支部 ・十和田簡易裁判所	十和田市 西二番町 14 - 8	代表 0176-23-2368	十和田市、三沢市、上北郡の内、 六戸町、おいらせ町 三戸郡の内、五戸町、新郷村
・むつ簡易裁判所 ・青森家庭裁判所むつ出張所	むつ市中央 1 - 1 - 5	代表 0175-22-2712	むつ市 下北郡（大間町、東通村、風間浦 村、佐井村）
・野辺地簡易裁判所 ・青森家庭裁判所野辺地出張所	上北郡野辺地町 字野辺地 419	代表 0175-64-3279	上北郡の内、 野辺地町、横浜町、六ヶ所村、東 北町、七戸町
・鱒ヶ沢簡易裁判所	西津軽郡鱒ヶ沢 町大字米町 38	代表 0173-72-2012	つがる市、西津軽郡（鱒ヶ沢町、 深浦町）

青森県弁護士会

〒030-0861 青森市長島1-3-1 日赤ビル5階
電話 017-777-7285

社団法人 青森県社会福祉士会

〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ5階
電話 017-723-2560

青森県司法書士会

〒030-0861 青森市長島3-5-16
電話 017-776-8398

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条～第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条～第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条～第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附 則

第一章 総 則

（目 的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定 義）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がある養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療

施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は

身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長

又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

(平成十八年三月三十一日厚生労働省令第九十四号)

最終改正：平成十八年五月九日厚生労働省令第百十九号

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二十二條の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

(市町村からの報告)

第一条 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号。以下「法」という。）第二十一條第一項から第三項までの規定による通報又は同條第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下「虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二條第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所（以下「養介護施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一 養介護施設等の名称、所在地及び種別
- 二 虐待を受けた又は受けたとされる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七條第一項に規定する要介護状態区分をいう。）又は要支援状態区分（同條第二項に規定する要支援状態区分をいう。）その他の心身の状況
- 三 虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 虐待を行った養介護施設従事者等（本第二條第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

(指定都市及び中核市の例外)

第二条 本第二十二條第二項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第二十一條第一項から第三項までの規定による通報又は同條第四項の規定による届出があった場合とする。

(都道府県知事による公表事項)

第三条 法第二十五條の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 虐待があった養介護施設等の種別
- 二 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年五月九日厚生労働省令第百十九号)

この省令は、公布の日から施行する。

老人福祉法

1 やむを得ない事由による措置等に関する条文

(支援体制の整備等)

第十条の三 市町村は、六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第十一条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備に当たっては、六十五歳以上の者が身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(居宅における介護等)

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

一 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

二 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

三 六十五歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。

四 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。

五 六十五歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第八条第十六条に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

2 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

（老人ホームへの入所等）

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預って養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。

2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

2 通報等を受けた場合の適切な権限の行使に関する条文

（報告の徴収等）

第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(改善命令等)

第十八条の二 都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が第十四条の四の規定に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第五条の二第二項から第六項まで、第二十条の二の二若しくは第二十条の三に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により、老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターにつき、その事業の制限又は停止を命ずる場合（第一項の命令に違反したことに基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業の制限又は停止を命ずる場合を除く。）には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなったときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

(措置の受託義務)

第二十条 老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置者は、第十条の四第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第十一条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(届出等)

第二十九条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び設置予定地
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所

六 施設において供与される介護等の内容

七 その他厚生労働省令で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。
- 3 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。
- 4 有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与する介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。
- 5 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。
- 6 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 7 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。
- 8 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第三項から第五項までの規定に違反したと認めるとき、当該有料老人ホームに入居している者（以下「入居者」という。）の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
- 9 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 審査請求に関する条文

（審判の請求）

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

介護保険法

(報告等)

第七十六条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第七十六条の二 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定居宅サービス事業者が、第七十条第二項第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

- 四 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第四項に規定する義務に違反したと認められるとき。
 - 五 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
 - 六 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 七 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 八 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を受けたとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
 - 十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十一 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
 - 十二 指定居宅サービス事業者が法人でない病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

※ その他の報告等、勧告、命令等、指定の取消し等の条文

指定地域密着型サービス事業者 第78条の6～9

指定居宅介護保険事業者 第83条～第84条

指定介護老人福祉施設 第90条～第92条

介護老人保健施設 第100条～第104条

指定介護療養型医療施設 第112条～第114条

指定介護予防サービス事業者 第115条の6～第115条の8

指定地域密着型介護予防サービス事業者等 第115条の15～第115条の17

指定介護予防支援事業者等 第115条の24～第115条の26

警察官職務執行法

(犯罪の予防及び制止)

第五条 警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めるときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があって、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

(立入)

第六条 警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

(以下省略)

刑事訴訟法

第二百十二条 現に罪を行い、又は現に罪を行い終った者を現行犯人とする。

2 左の各号の一にあたる者が、罪を行い終ってから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす。

- 一 犯人として追呼されているとき。
- 二 贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき。
- 三 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。
- 四 誰何されて逃走しようとするとき。

第二百十三条 現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

第二百二十条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第百九十九条の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることができる。第二百十条の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同様である。

- 一 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の搜索をすること。
- 二 逮捕の現場で差押、搜索又は検証をすること。

(以下省略)

● 平成19年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果

厚生労働省発表
平成20年10月6日



照会先 老健局計画課
認知症・虐待防止対策推進室
室長 井内 雅明
室長補佐 山本 亨
課長補佐 土岐 敦史
電話 03-5253-1111 内線 3966,3868
03-3595-2168 (直通)

平成19年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

【調査目的】

平成19年度に、全国の市町村等において、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき行われた、高齢者虐待についての対応状況等を把握するため、昨年度に引き続き、全市町村(特別区を含む。19年度末1,816団体)及び都道府県を対象とした調査を実施した。

【調査結果】

1. 概要

- ・市町村の高齢者虐待防止に係る体制整備は、調査対象13項目全てで昨年度より実施率が上昇しており、法施行2年目を迎え、取組みが進みつつある。(62頁図1)
- ・このうち、相談・通報窓口の設置及び周知は、ほぼ全ての市町村で実施済みとなったほか、住民等への高齢者虐待防止についての啓発活動も実施市町村数が大きく増えた。
- ・高齢者虐待防止法についての理解が進んだことにより、市町村等への相談・通報件数は、養介護施設従事者等(※1)による高齢者虐待、養護者(※2)による高齢者虐待ともに増加した。これに伴い、虐待が認められ、市町村等による対応が行われた件数も増加した。(62頁表1)
- ※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者
- ※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等
- ・虐待が認められた事例では、虐待の種類、虐待を受けた者の性別、年齢、要介護度、認知症の程度などの状況について、昨年度とほぼ同様の傾向が見られた。
- ・具体的な状況は以下のとおり。

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待 (括弧内は添付資料：調査結果のページ数)

- ・平成19年度に相談・通報のあった件数は、379件であり、前年度より106件(38.8%)増加した。(2P)
- ・相談・通報者は、「当該施設職員」が26.1%で最も多く、次いで「親族」25.6%であった。(2P)
- ・市町村又は都道府県が事実確認調査を行い、虐待の事実が認められた事例は、62件であり、前年度より8件(14.8%)増加した。(2~4P)

- ・虐待の事実が認められた事例における施設種別は、「認知症対応型共同生活介護」30.6%、「特別養護老人ホーム」27.4%、「介護老人保健施設」14.5%の順であった。(5P)
- ・虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が最も多く77.4%、次いで「心理的虐待」30.6%、「介護等放棄」16.1%であった(重複あり)。(5P)
- ・被虐待高齢者は、女性が8割を占め、年齢は80歳台が約4割であった。要介護度は3以上が約8割を占めた。(5~6P)
- ・虐待者は、40歳未満が4割、職種は「介護職員」が8割を超える。(6~7P)
- ・虐待事例への市町村等の対応は、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改善勧告、改善命令、指定取消等が行われた。(7P)

3. 養護者による高齢者虐待

- ・平成19年度に相談・通報のあった件数は、**19,971件**であり、前年度より**1,581件(8.6%)**増加した。(8P)
- ・相談・通報者は、「介護支援専門員等」が42.1%で最も多く、次いで「家族親族」12.8%、「被虐待者本人」12.6%であった。(8P)
- ・これら通報・相談に対する市町村の事実確認調査は「訪問調査」が59.8%、「関係者からの情報収集」31.7%、「立入調査」1.0%により実施された。(8~9P)
- ・調査の結果、虐待を受けた又は受けたと判断された事例は、**13,273件**であり、前年度より**704件(5.6%)**増加した。(9P)
- ・虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が63.7%で最も多く、次いで「心理的虐待」38.3%、「介護等放棄」28.0%、「経済的虐待」25.8%であった(重複あり)。(9P)
- ・被虐待高齢者は、女性が約8割、年齢は80歳台が約4割であった、要介護認定の状況は認定済みが約7割であり、要介護認定を受けた者を要介護度別に見ると、要介護3が21.2%、要介護2が18.8%の順であった。また、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は、被虐待高齢者全体の44.5%を占めた。(10~11P)
- ・虐待者との同居の有無では、同居が8割以上、世帯構成は「未婚の子と同一世帯」が34.5%で最も多く、既婚の子を合わせると6割以上が子と同一世帯であった。続柄では、「息子」が40.6%で最も多く、次いで「夫」15.8%、「娘」15.0%であった。(11~12P)
- ・虐待事例への市町村の対応は、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離」が3割強の事例で行われた。分離を行った事例では、「介護保険サービスの利用」が38.2%で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が21.0%であった。分離していない事例では、「養護者に対する助言指導」が48.6%で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」28.4%であった。(12~13P)
- ・権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済み」が204件、「手続き中」が188件であり、うち市町村長申立は133件であった。(13P)
- ・市町村で把握している平成19年度の虐待等による死亡事例は、「養護者による殺人」13件、「介護放棄による致死」7件、「心中」4件、「虐待による致死」3件で、合わせて27人であった。(13P)

4. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

- ・項目ごとの実施率では、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の設置」が99.9%、「高齢者虐

待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が98.5%とほとんどの市町村で実施済みとなっている。一方、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」37.3%、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」38.5%などの項目についての実施率が低かった。(14P)

【その他】

調査結果は、近く開催する予定の都道府県担当課長会議において周知するとともに、今後の高齢者虐待防止において留意すべき点について、通知を発出し、あわせて虐待防止に向けた取組の一層の強化を求めることとしている。

また、会議においては、専門研究機関の作成した「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集(※)」を配布の上解説するなど、高齢者虐待の防止に向けた具体的な助言も行う予定である。

※事例集について

- ・ 作成者：認知症介護研究・研修仙台センター、東京センター、大府センター
(厚生労働省補助事業(老人保健健康増進等事業補助金))
- ・ 内 容：①養介護施設従事者等による高齢者虐待の考え方
②養介護施設・事業所における高齢者虐待防止のための課題と対策
③養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止・対応事例
④Q & A 高齢者虐待に該当する具体的な行為について

【添付資料】

調査結果全文

【図表】

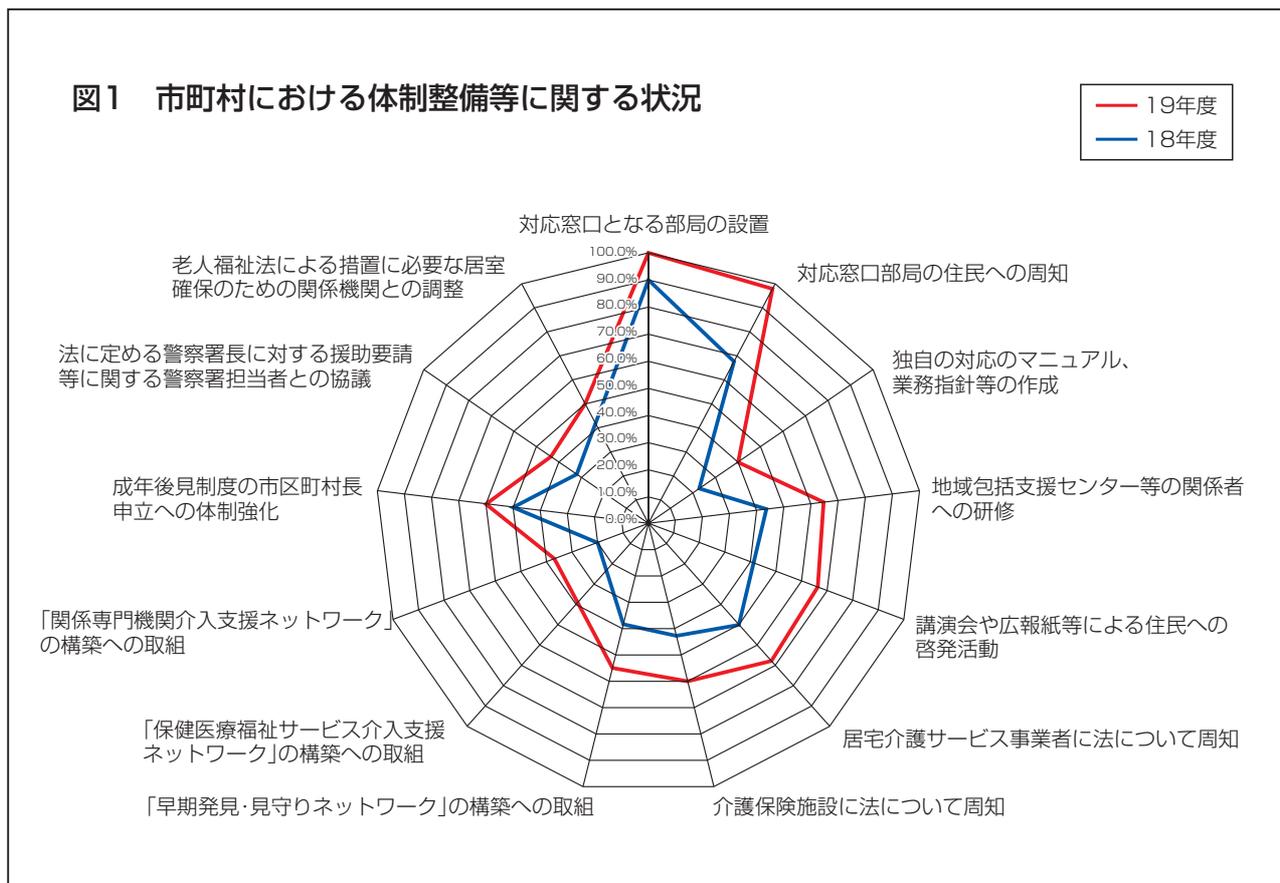


表1 相談・通報件数、虐待判断件数

	養介護施設従事者等によるもの		養護者によるもの	
	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数
19年度	379件	62件	19,971件	13,273件
18年度	273件	54件	18,390件	12,569件
増減(増減率)	106件 (38.8%)	8件 (14.8%)	1,581件 (8.6%)	704件 (5.6%)

平成19年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

目 次

調査の概要	1
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1. 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	2
(4) 都道府県への報告	3
2. 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	3
(2) 都道府県が直接把握した事例	4
(3) 虐待の事実が認められた事例件数	4
3. 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 施設・事業所の種別	5
(2) 虐待の種別・類型	5
(3) 被虐待高齢者の状況	5
(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況	6
(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	7
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	8
(2) 相談・通報者	8
(3) 事実確認の状況	8
(4) 事実確認調査の結果	9
(5) 虐待の種別・類型	9
(6) 被虐待高齢者の状況	10
(7) 虐待への対応策	12
(8) 虐待等による死亡事例	13
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	14

調査の概要

【調査目的】

平成19年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国1,816市町村（特別区を含む）及び47都道府県を対象に、平成19年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び平成18年度に相談・通報があり、平成19年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

○市町村対象の調査

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
2. 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

○都道府県対象の調査（養介護施設従事者等による高齢者虐待）

1. 市町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報対応件数
3. 1及び2における具体的内容

虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

調査結果

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1. 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表1）

平成19年度、全国の1,816市町村（特別区を含む）で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、379件であった。平成18年度は273件であり、106件（38.8%）増加した。

表1 相談・通報件数

	19年度	18年度	増減（%）
件数	379	273	106（38.8%）

(2) 相談・通報者（表2）

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が26.1%と最も多く、次いで「親族」が25.6%、「当該施設元職員」が12.4%であった。なお、「本人による届出」は5.3%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数379件と一致しない。

表2 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	その他	不明（匿名を含む）	合計
人数	20	97	99	47	6	20	6	22	68	47	432
構成割合（%）	5.3	25.6	26.1	12.4	1.6	5.3	1.6	5.8	17.9	12.4	-

（注）構成割合は、相談・通報件数379件に対するもの。

(3) 事実確認の状況（表3）

平成19年度において「事実確認を行った事例」は347件、「事実確認を行わなかった事例」は47件であった。「事実確認を行った事例」347件のうち、「虐待の事実が認められた事例」が61件、「事実が認められなかった事例」が178件、「判断に至らなかった事例」が108件であった。

一方、事実確認を行わなかった47件について、その理由は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が18件、「後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例」が14件、「その他」が15件であった。

※ 相談・通報に関する事実確認の状況には、平成18年度に相談・通報があったもののうち、平成19年度に入って調査を行ったものを含むため、合計件数は平成19年度の相談・通報件数379件と一致しない。

表3 相談・通報に関する事実確認の状況

	事実確認調査を行った事例				事実確認調査を行わなかった事例			
	総数	事実が認められた	事実が認められなかった	判断に至らなかった	総数	虐待ではなく調査不要と判断した	調査を予定している又は検討中	その他
件数	347	61	178	108	47	18	14	15
構成割合(%)	88.1	15.5	45.2	27.4	11.9	4.6	3.6	3.8

(4) 都道府県への報告 (表4)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第22条及び同法施行規則第1条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

事実確認を行った事例347件のうち、62件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が56件、「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が6件であった。

※ 都道府県と共同して事実の確認を行う必要があるとして報告された6件には、市町村において虐待の事実が認められたが、なお、都道府県と共同して事実の確認を行う必要があるもの5件を含む。

表4 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	62件
虐待の事実が認められた	56件
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある	6件

2. 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例 (表5)

市町村から「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」と報告があった事例6件について事実確認調査をした結果、「虐待の事実が認められた事例」が4件、「虐待ではないと判断した事例」が1件、「虐待の判断に至らなかった事例」が1件であった。

表5 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事例	6件
虐待の事実が認められた事例	4件
虐待ではないと判断した事例	1件
虐待の判断に至らなかった事例	1件

(2) 都道府県が直接把握した事例（表6）

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が55件あり、このうち33件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が2件、「虐待ではないと判断した事例」が4件、「虐待の事実が確認できなかった事例」が27件であった。

※ 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例のうち、市町村へも相談・通報があり、市町村から報告があった事例が3件あるため、合計件数は都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例件数55件と一致しない。

表6 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	55件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	2件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	4件
事実確認を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	27件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中の事例	8件
事実確認調査を行わなかった事例	11件

(3) 虐待の事実が認められた事例件数（表7,8）

虐待の事実が認められた事例は、市町村から都道府県へ報告があった事例では56件、都道府県と共同して事実確認を行った事例では4件、都道府県が直接把握した事例では2件であり、これらを合わせた総数は、62件であった。これを都道府県別にみると表8のとおりである。

表7 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村から都道府県へ報告があった事例	都道府県と共同して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	総数
件数	56	4	2	62

表8 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数（平成19年度）

	件数		件数		件数		件数
北海道	3	東京都	3	滋賀県	0	香川県	1
青森県	2	神奈川県	6	京都府	0	愛媛県	4
岩手県	0	新潟県	1	大阪府	3	高知県	3
宮城県	1	富山県	0	兵庫県	2	福岡県	3
秋田県	3	石川県	2	奈良県	1	佐賀県	0
山形県	1	福井県	0	和歌山県	1	長崎県	0
福島県	1	山梨県	0	鳥取県	0	熊本県	0
茨城県	2	長野県	1	島根県	3	大分県	0
栃木県	0	岐阜県	0	岡山県	1	宮崎県	0
群馬県	1	静岡県	1	広島県	2	鹿児島県	3
埼玉県	5	愛知県	0	山口県	0	沖縄県	0
千葉県	0	三重県	2	徳島県	0	合計	62

3. 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた62件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(1) 施設・事業所の種別（表9）

「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が30.6%と最も多く、次いで「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が27.4%、「介護老人保健施設」が14.5%、「有料老人ホーム」が11.3%の順であった。

表9 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護、訪問入浴介護	老人デイサービスセンター	合計
件数	17	9	2	19	7	0	1	4	1	2	62
構成割合(%)	27.4	14.5	3.2	30.6	11.3	0.0	1.6	6.5	1.6	3.2	100.0

(2) 虐待の種別・類型（表10）

虐待の種別・類型（複数回答）は、「身体的虐待」が77.4%と最も多く、次いで「心理的虐待」が30.6%、「介護等放棄」が16.1%であった。

※ 1件の事例に対し複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待の事実が認められた事例件数62件と一致しない。

表10 虐待の種別・類型（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	48	10	19	3	5	85
構成割合(%)	77.4	16.1	30.6	4.8	8.1	—

（注）構成割合は、虐待の事実が認められた事例件数62件に対するもの。

(3) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性、年齢階級及び要介護状態区分について、被虐待高齢者が特定できなかった1件を除く61件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、61件の事例に対し被虐待高齢者の総数は100人であった。

ア. 性別（表11）

「男性」が21.0%、「女性」が79.0%と、全体の約8割が「女性」であった。

イ. 年齢（表12）

「80～84歳」が23.0%と最も多く、次いで「75～79歳」が20.0%、「65～69歳」が17.0%であった。

表11 被虐待高齢者の性別

	男	女	合 計
人 数	21	79	100
構成割合(%)	21.0	79.0	100.0

表12 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～99歳	100歳以上	合 計
人 数	4	17	14	20	23	16	4	2	100
構成割合(%)	4.0	17.0	14.0	20.0	23.0	16.0	4.0	2.0	100.0

(注) 被虐待高齢者の特定ができなかった1件を除く61件の事例を集計。

ウ. 要介護状態区分 (表13)

「要介護4」が37.0%と最も多く、次いで「要介護3」が24.0%、「要介護5」が23.0%であり、合わせて「要介護3以上」が84.0%と約8割を占めた。

表13 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人 数	構成割合(%)
自 立	1	1.0
要支援1	0	0.0
要支援2	2	2.0
要介護1	2	2.0
要介護2	11	11.0
要介護3	24	24.0
要介護4	37	37.0
要介護5	23	23.0
合 計	100	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった1件を除く61件の事例を集計。

(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況

虐待を行った養介護施設従事者等(以下、「虐待者」という。)の年齢及び職種について、虐待者が特定できなかった1件を除く61件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、61件の事例に対し虐待者の総数は69人であった。

ア. 年齢 (表14)

「30歳未満」が23.2%と最も多く、次いで「30～39歳」が17.4%であり、これらを合わせると「40歳未満」が約4割を占めた。

表14 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 明	合 計
人 数	16	12	8	10	7	16	69
構成割合(%)	23.2	17.4	11.6	14.5	10.1	23.2	100

(注) 虐待者が特定できなかった1件を除く61件の事例を集計。

イ. 職種（表15）

「介護職員」が84.1%、「管理者」が8.7%、「看護職員」が4.3%、「開設者」が2.9%であった。

表15 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職員	看護職員	管理者	施設長	開設者	合計
件数	58	3	6	0	2	69
構成割合(%)	84.1	4.3	8.7	0.0	2.9	100.0

(注) 虐待者が特定できなかった1件を除く61件の事例を集計。

(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表16）

都道府県又は市町村が、虐待の事実が認められた事例62件について行った対応は次のとおりである。

市町村による指導は、「施設等に対する指導」が55件、「改善計画提出依頼」が44件、「従事者への注意・指導」21件であった。

市町村又は都道府県が、介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査、指導」が34件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」2件、「改善命令」1件及び「指定取消」2件であった。

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」51件、「勧告・命令等への対応」2件及び「その他」11件であった。その他の主な具体的な内容は、「虐待を行っていた職員の懲戒処分（解雇等）」「高齢者虐待対応マニュアルの作成」「緊急職員会議の開催」「虐待防止について研修、啓発」「虐待防止のための第三者委員会設置」等であった。

表16 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村による指導等	施設等に対する指導	55件
	改善計画提出依頼	44件
	従事者への注意・指導	21件
介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使（都道府県又は市町村）	報告徴収、質問、立入検査、指導	34件
	改善勧告	2件
	改善命令	1件
	指定の停止	0件
	指定取消	2件
	合計	39件
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設等から改善計画の提出	51件
	勧告・命令等への対応	2件
	その他	11件

(注) 改善命令1件及び指定取消2件は平成20年度に行われた。

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表17）

平成19年度、全国の1,816市町村（特別区を含む）で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、19,971件であった。平成18年度は、18,390件であり、1,581件（8.6%）増加した。

表17 相談・通報件数

	19年度	18年度	増減（%）
件数	19,971	18,390	1,581（8.6%）

(2) 相談・通報者（表18）

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が42.1%と最も多く、次いで「家族・親族」が12.8%、「被虐待高齢者本人」が12.6%、「民生委員」が8.5%、「当該市町村行政職員」が7.6%、「警察」が7.1%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数19,971件と一致しない。

表18 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
件数	8,417	1,102	1,701	2,514	2,548	287	1,518	1,415	2,058	144	21,704
構成割合(%)	42.1	5.5	8.5	12.6	12.8	1.4	7.6	7.1	10.3	0.7	—

（注）構成割合は、相談・通報件数19,971件に対するもの。

(3) 事実確認の状況（表19）

「事実確認調査を行った」が92.5%、「事実確認調査を行っていない」が7.5%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は1.0%であり、「訪問調査を行った事例」が59.8%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が31.7%であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が3.6%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が3.9%である。

※ 事実確認の実施状況には、平成18年度に相談・通報があったもののうち、平成19年度に入って事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は平成19年度の相談・通報件数19,971件と一致しない。

表19 事実確認の実施状況

	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	18,571	92.5
立入調査以外の方法により調査を行った事例	18,361	(91.5)
訪問調査を行った事例	12,006	[59.8]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	6,355	[31.7]
立入調査により調査を行った事例	210	(1.0)
警察が同行した事例	82	[0.4]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	29	[0.1]
事実確認調査を行っていない事例	1,505	7.5
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	714	(3.6)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	791	(3.9)
合 計	20,076	100.0

(4) 事実確認調査の結果 (表20)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと判断した事例 (以下、「虐待判断事例」という。) の件数は、13,273件であった。平成18年度は、12,569件であり、704件 (5.6%) 増加した。

表20 事実確認調査の結果

	件数	構成割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと判断した事例	13,273	71.5
虐待ではないと判断した事例	3,185	17.2
虐待の判断に至らなかった事例	2,113	11.4
合 計	18,571	100.0

以下、虐待判断事例件数13,273件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型 (表21)

「身体的虐待」が63.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が38.3%、「介護等放棄」が28.0%、「経済的虐待」が25.8%、「性的虐待」が0.7%であった。

※ 1件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数13,273件と一致しない。

表21 虐待の種別・類型 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合 計
件数	8,461	3,717	5,089	96	3,426	20,789
構成割合 (%)	63.7	28.0	38.3	0.7	25.8	-

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数 13,273 件に対するもの。

(6) 被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢（表22、表23）

性別では「女性」が77.4%、「男性」が22.4%と「女性」が全体の約8割を占めていた。年齢階級別では「80～84歳」が23.6%と最も多かった。

なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数13,273件に対し、被虐待高齢者人数は13,727人であった。

表22 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人数	3,073	10,626	28	13,727
構成割合(%)	22.4	77.4	0.2	100.0

表23 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,373	2,159	3,038	3,234	2,304	1,394	225	13,727
構成割合(%)	10.0	15.7	22.1	23.6	16.8	10.2	1.7	100.0

イ. 要介護認定者数（表24）

被虐待高齢者13,727人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が69.2%（9,496人）と、約7割が要介護認定者であった。

表24 被虐待高齢者の要介護認定

	人数	構成割合(%)
未申請	3,275	23.9
申請中	293	2.1
認定済み	9,496	69.2
認定非該当（自立）	471	3.4
不明	192	1.4
合計	13,727	100.0

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度（表25、表26）

要介護認定者9,496人における要介護状態区分は、「要介護3」が21.2%と最も多く、次いで「要介護2」が18.8%、「要介護1」が18.0%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は64.3%であり、被虐待高齢者全体（13,727人）の44.5%を占めた。

表25 要介護認定者の要介護状態区分

	人 数	構成割合 (%)
要支援1	709	7.5
要支援2	910	9.6
要介護1	1,705	18.0
要介護2	1,784	18.8
要介護3	2,016	21.2
要介護4	1,409	14.8
要介護5	837	8.8
不 明	126	1.3
合 計	9,496	100.0

表26 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人 数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	1,517	16.0
自立度Ⅰ	1,430	15.1
自立度Ⅱ	2,346	24.7
自立度Ⅲ	1,937	20.4
自立度Ⅳ	694	7.3
自立度Ⅴ	166	1.7
認知症あるが自立度不明	963	10.1
自立度Ⅱ以上(再掲)	(6,106)	(64.3)
認知症の有無が不明	443	4.8
合 計	9,496	100.0

(注) 「認知症あるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

エ. 虐待者との同居・別居の状況(表27)

「虐待者と同居」が85.7%と、8割以上が虐待者と同居であった。

表27 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不 明	合 計
件 数	11,375	1,547	228	123	13,273
構成割合 (%)	85.7	11.7	1.7	0.9	100.0

オ. 世帯構成(表28)

「未婚の子と同一世帯」が34.5%と最も多く、次いで「既婚の子と同一世帯」が29.1%であり、両者を合わせると63.6%と、6割以上が子と同一の世帯であった。

表28 世帯構成

	単身世帯	夫婦二人世帯	未婚の子と同一世帯	既婚の子と同一世帯	その他	不 明	合 計
件 数	1,092	2,274	4,581	3,862	1,269	195	13,273
構成割合 (%)	8.2	17.1	34.5	29.1	9.6	1.5	100.0

カ. 虐待者との関係(表29)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が40.6%と最も多く、次いで「夫」が15.8%、「娘」が15.0%の順であった。

なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数13,273件に対し虐待者人数は14,776人であった。

表29 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息 子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の配 偶者 (婿)	兄 弟 姉 妹	孫	その他	不 明	合 計
件 数	2,338	728	5,994	2,212	1,456	332	271	661	688	96	14,776
構成割合(%)	15.8	4.9	40.6	15.0	9.9	2.2	1.8	4.5	4.7	0.6	100.0

(7) 虐待への対応策

ア. 分離の有無 (表30)

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が35.5%と、3割を超える事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は55.9%であった。

※ 虐待への対応には、平成18年度の虐待判断事例のうち、平成19年度に入って対応を行ったものを含むため、合計件数は平成19年度の虐待判断事例件数13,273件と一致しない。

表30 虐待への対応策としての分離の有無

	件 数	構成割合 (%)
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	4,939	35.5
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	7,780	55.9
被虐待高齢者が複数で異なる対応（分離と非分離）の事例	47	0.3
対応について検討、調整中の事例	612	4.4
その他	544	3.9
合 計	13,922	100.0

イ. 分離を行った事例の対応 (表31)

分離を行った事例（表30の「分離を行った事例」4,939件と「被虐待高齢者が複数で異なる対応の事例」47件の合計4,986件）における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が38.2%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が21.0%、「やむを得ない事由等による措置」が11.8%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った588件のうち、29.6%に当たる174件において面会を制限する措置が行われていた。

表31 分離を行った事例の対応の内訳

	件 数	構成割合 (%)
契約による介護保険サービスの利用	1,906	38.2
やむを得ない事由等による措置	588	11.8
面会の制限を行った事例	174	
緊急一時保護	511	10.2
医療機関への一時入院	1,045	21.0
その他	936	18.8
合 計	4,986	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳（表32）

分離していない事例（表30の「分離していない事例」7,780件と「被虐待高齢者が複数で異なる対応の事例」47件の合計7,827件）における対応では、「養護者に対する助言・指導」が48.6%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が28.4%、「見守り」が24.0%であった。

表32 分離していない事例の対応の内訳（複数回答）

	件数	構成割合(%)
養護者に対する助言・指導	3,802	48.6
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	287	3.7
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを新たに利用	1,128	14.4
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	2,221	28.4
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	748	9.6
その他	1,194	15.3
見守り	1,879	24.0
合計	11,259	—

(注) 構成割合は、分離していない事例件数 7,827 件に対するもの。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が204件、「利用手続き中」が188件であり、これらを合わせた392件のうち、市町村長申し立ての事例は133例（33.9%）であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は229件であった。

(8) 虐待等による死亡事例

「介護している親族による、介護をめぐる発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、平成19年4月1日～平成20年3月31日の間に発生し、市町村で把握している事例について情報提供を求めた。

ア. 事件形態、事件数及び被害者数

「養護者による被養護者の殺人」が13件、「養護者の介護等放棄（ネグレクト）による被養護者の致死」7件、「心中」4件、「養護者の虐待（介護等放棄を除く）による被養護者の致死」3件であり、合わせて27件27人であった。

イ. 被害者、加害者の性別及び続柄

被害者の性別は「男性」8人（29.6%）、「女性」19人（70.4%）であった。年齢は、「75-79歳」8人（29.6%）、「80-84歳」7人（25.9%）、「70-74歳」6人（22.2%）の順である。

加害者の性別は「男性」19人（70.4%）、「女性」8人（29.6%）であり、続柄は、多い順に「息子」11人（40.7%）、「妻」6人（22.2%）、「夫」5人（18.5%）、「娘」3人（11.1%）、「娘配偶者（婿）」1人（3.7%）、「兄弟姉妹」1人（3.7%）であった。

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成19年度末の状況を調査した。全部で13の項目について回答を求め、その結果を表33に示す。

いずれの項目も昨年度より実施率が上昇し、高齢者虐待防止法施行後2年を経過して、体制整備および取組みが進みつつあることがわかる。

項目ごとの実施率をみると、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の設置」が99.9%、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が98.5%とほとんどの市町村で実施済みとなっている。一方、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」37.3%、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」38.5%、「独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成」39.9%、「老人福祉法の規定による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整」45.2%の4項目が実施率5割を下回っており、平成18年度と同様、地域における高齢者虐待対応に関する関係機関等との調整が必要な項目への取組が低調となっている。

表33 市町村における体制整備等に関する状況（1,816市町村、平成19年度末現在）

		実施済み	未実施	18 実施済み
対応窓口となる部局の設置	市町村数	1,814	2	1,671
	構成割合 (%)	99.9	0.1	91.4
対応窓口部局の住民への周知	市町村数	1,789	27	1,230
	構成割合 (%)	98.5	1.5	67.3
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	市町村数	725	1,091	420
	構成割合 (%)	39.9	60.1	22.9
地域包括支援センター等の関係者への研修	市町村数	1,176	640	827
	構成割合 (%)	64.8	35.2	45.2
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	市町村数	1,211	605	810
	構成割合 (%)	66.7	33.3	44.3
居宅介護サービス事業者に法について周知	市町村数	1,243	573	946
	構成割合 (%)	68.4	31.6	51.7
介護保険施設に法について周知	市町村数	1,104	712	787
	構成割合 (%)	60.8	39.2	43.1
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	997	819	706
	構成割合 (%)	54.9	45.1	38.6
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	699	1,117	432
	構成割合 (%)	38.5	61.5	23.6
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	677	1,139	358
	構成割合 (%)	37.3	62.7	19.6
成年後見制度の市区町村長申立への体制強化	市町村数	1,116	700	922
	構成割合 (%)	61.5	38.5	50.4
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	821	995	730
	構成割合 (%)	45.2	54.8	39.9
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	946	870	587
	構成割合 (%)	52.1	47.9	32.1

引用・参考文献

- (1) 高崎絹子 「老年期の家族関係－家族類型と虐待の要因のタイプ」日本女性心身医学雑誌第7巻第2号
- (2) 一番ヶ瀬康子 監修 山田祐子 著 「介護福祉ハンドブック 家族介護と高齢者虐待」
- (3) 多々良紀夫 著 「高齢者虐待－日本の現状と課題－」中央法規出版株式会社
- (4) 小林篤子 「高齢者虐待 実態と防止策」中公新書
- (5) 金沢市 「高齢者虐待防止マニュアル 高齢者虐待のない社会をめざして」
- (6) 横須賀市 高齢者虐待防止センター「高齢者虐待対応マニュアル（第2版）」～「高齢者虐待かな？」と思ったら～2004
- (7) 奈良県郡山保健所 「高齢者虐待 早期発見と予防のために」13年9月
- (8) アイオア州高齢者問題省 <http://www.state.ia.us/elderaffairs/index.html>
- (9) 全米高齢者虐待センター <http://www.elderabusecenter.org/>
- (10) トロントの高齢者のためのアドヴォカシーセンター <http://www.advocacycentreelderly.org/>
- (11) 財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構「家庭内における高齢者虐待に関する調査 報告書」2004
- (12) 「高齢者虐待対応マニュアル」平成17年3月 世田谷区
- (13) 高齢者虐待防止に向けた体制構築のために－東京都高齢者虐待対応マニュアル－東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課 平成18年3月
- (14) 「高齢者虐待防止対応マニュアル」平成18年3月 神奈川県保健福祉部高齢福祉課
- (15) 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」厚生労働省老健局 平成18年4月
- (16) 「高齢者虐待対応の手引き〔改訂版〕」平成19年3月 埼玉県
- (17) 「高齢者虐待防止の手引」平成19年8月 鹿児島県